

中小企業の事業再生等に関するガイドラインについて①

1 はじめに

令和4年3月4日、中小企業の事業再生等に関する研究会より「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。)が公表されました。本ガイドラインは、同日に経済産業省、金融庁及び財務省から発表された「中小企業活性化パッケージ」のうち、中小企業の事業再生等のためのガイドラインを定めるものです。

本ガイドラインは、①本ガイドラインの目的等(第一部)、②中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方(第二部)、③中小企業の事業再生等のための私的整理手続(第三部)の3部から構成されています。とりわけ、第三部については、中小企業の事業再生等に焦点を当てた新たな準則型私的整理手続を選択肢として提供するものであり、実務的に注目されています。

本ガイドラインは、公表から間をおかず令和4年4月15日に適用開始とされており、事業再建又は廃業を検討している中小企業の方やこれらの企業と取引のある金融機関・コンサルタント・専門家の方も、今後、中小企業の事業再生を検討するにあたり、本ガイドラインの内容を十分理解し、有力な選択肢の一つとして対応していくことが求められます。

本ガイドラインの詳細は以下の一般社団法人全国銀行協会のウェブサイトからご確認いただくものとして、本稿では本ガイドラインの概要を速報としてご紹介するものです。

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n030401/>

なお、本ガイドラインに関しては、適用開始日までに、実際の運用に向けて詳細なQ&Aなどの追加情報が公表されることが予想されますが、本稿は令和4年3月16日時点で明らかになっている情報に基づき作成しております。

当事務所では、今後も本ガイドラインに関する情報を定期的に掲載して参りますので、そちらもご参考にしていただけますと幸いです。

【特集】中小企業の事業再生等に関するガイドライン等

2 本ガイドラインの目的等(第一部)

(1) 本ガイドラインの対象企業

本ガイドラインは、中小企業基本法における「中小企業者」(同法2条1項)及び「小規模企業者」(同法2条5項)を対象としています。本ガイドラインには、小規模企業者を対象とする条項がありますが、事業規模や実態等を踏まえて適切と考えられる限りにおいて、当該条項を中小企業者に適用することは妨げるものではないとされています(第一部 3.本ガイドラインの対象企業・対象金融機関等)。

(2) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、中小企業が、債権者である金融機関等との相互理解のもと一体的に事業再生等に取り組むことができるように制定されたもので、以下の2点を目的としているとされています。

- ① 中小企業者の「平時」、「有事」、「事業再生計画成立後のフォローアップ」の段階における、中小企業者、金融機関が果たすべき役割を明確化し、中小企業者の事業再生等に関する基本的な考え方を示すこと(→第二部に規定)
- ② 新型コロナウイルス感染症による影響からの脱却も念頭に置きつつ、より迅速かつ柔軟に中小企業者が事業再生等に取り組めるよう、新たな準則型私的整理手続を定めること(→第三部に規定)

3 中小企業の事業再生等に関する基本的な考え方(第二部)

第二部では、中小企業者と金融機関¹の間で、「両者が適時適切な対応を取り、信頼関係を構築しておくことが極めて重要」との観点から、平時及び有事(本ガイドラインでは「収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合」と定義されています。)において、中小企業者及び金融機関に望まれる対応²が規定されています。概要は以下のとおりです。

(1) 平時における対応

平時における対応としては以下のものが挙げられています。

平時における中小企業者の対応	平時における金融機関の対応
①収益力の向上と財務基盤の強化 事業計画を策定し、当該計画の実行・評価・改善等を行うこと等で、本源的な収益力の向上を目指し、もって財政基盤及び信用力を強化する	①経営課題の把握・分析等 中小企業者の経営の目標や課題を把握した上で、中小企業者の経営の目標や課題を分析する
②適時適切な情報開示等による経営の透明性確保 正確かつ信頼性の高い情報を、自発的に又は金融機関からの要請に応じて、開示・説明することにより、経営の透明性を確保する	②最適なソリューションの提案 中小企業者の経営の目標の実現や課題の解決に向けて、適時、能動的に最適なソリューションを提案する
③法人与経営者の資産等の分別管理 法人与経営者間の資金のやりとりを、社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人与経営者の資産等を適正に分別管理する	③中小企業者に対する誠実な対応 中小企業者から開示・説明を受けた情報のみをもって、不利な対応がなされることのないよう、情報開示に至った経緯やその内容等を踏まえ、誠実な対応に努める
④予防的対応 有事へ移行する兆候を自覚した場合には、速やかに金融機関に報告し、金融機関や社外の実務専門家等の助言を得ることや資金繰りの安定化を図りつつ、本源的な収益力の改善に向けた事業改善計画を策定、実行する	④予兆管理 中小企業者に対し、事業改善計画の策定やその実行に関する主体的な取組みを促すこと、助言を求められた場合には、事業改善計画策定支援(その後のフォローアップを含む。)や事業再構築に向けた支援を行うとともに、その過程で、課題が生じた場合には、その解決に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案する

¹ 中小企業者に対して金融債権を有する銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合及び政府系金融機関を指し、リース会社は例示されていません

² 多くは従来から実務上望まれる対応とされてきたものを文章化したものであり、同じく中小企業者を対象とする準則型私的整理手続である中小企業再生支援協議会スキームにおいて採用されてきた実務と軌を一にするものと思われます。もっとも、第二部が、第三部の手続利用にあたっての前提条件とはなっていないとされています。

(2) 有事における対応

有事において、中小企業者の迅速かつ円滑な事業再生等を図るべく、中小企業者と金融機関が事業再生等に取り組む上での基本的な考え方として以下のものが挙げられています。

有事における中小企業者の対応	有事における金融機関の対応
①経営状況と財務状況の適時適切な開示等 金融機関に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い経営情報等を開示・説明する(自発的に報告するなど、平時以上に適時適切な開示・説明が求められる)	①事業再生計画の策定支援 中小企業者が策定する事業再生計画の合理性や実現可能性等について、中小企業者と協力しながら確認する 中小企業者が自力で策定できない場合には、積極的・継続的に支援する
②本源的な収益力の回復に向けた取組み 自律的・持続的な成長に向けて、本源的な収益力の回復に取り組む	②専門家を活用した支援 金融機関単独では事業再生計画の策定が困難な場合には、実務専門家や外部機関の第三者的な視点、専門的な知見・機能の積極的な活用を促すほか、必要に応じて信用保証協会とも連携した対応を行う
③事業再生計画の策定 必要に応じて、実務専門家等の支援・助言を得つつ、事業再生計画を自力で策定することが望ましい 債務免除を求める場合には、事業再生計画が実行可能性のある内容であること、金融支援を求める必要性・合理性があること、金融債権者間の衡平や金融機関にとっての経済合理性が確保されていること、さらに、経営責任や株主責任が明確化されていることが求められる	③有事における段階的対応 中小企業者が、経営状況と財務状況の適時適切な開示、本源的な収益力の回復に向けた取組み、事業再生計画の策定等に誠実に取り組んでいる場合には、中小企業者からの返済猶予等の条件緩和及び債務免除等の要請について誠実に検討するほか、中小企業者がスポンサー支援の探索や廃業を検討している場合等には、これに協力する
④有事における段階的対応 自助努力や非事業用資産の換価等を実施していることを前提に、以下の4段階の対応が挙げられている <ul style="list-style-type: none"> ・返済猶予等の条件緩和の要請 ・債務減免等の抜本的な金融支援の要請 ・自力単独再建が困難でスポンサー支援の検討 ・スポンサーに対する事業譲渡・事業停止の検討 	

(3) 私的整理検討時の留意点

私的整理検討時の留意点として、以下の事項が挙げられています。

- ① 中小企業者が私的整理手続を実施する場合には、経営者保証に関するガイドラインを積極的に活用するなどして、主債務と一体整理を図るように努めること
- ② 中小企業者及び金融機関において私的整理手続や法的整理手続を検討する場合、相互に誠実に協議し適切な手続利用をすること
- ③ 私的整理が不調に終わった場合に、後続する手続において、従前の私的整理手続における合意事項を尊重するなど手続間の円滑な移行に努めること

(4) 事業再生計画成立後のフォローアップ

事業再生計画成立後の対応指針として、以下の事項が挙げられています。

- ① 中小企業者が、事業再生計画を誠実に実行すること、金融機関に適時適切に情報提供すること
- ② 金融機関が、事業再生計画の達成状況を適切にモニタリングすること、予期しえない外部環境の変化があった場合に、事業再生計画の見直しの要否の検討を行い中小企業者に対して助言すること

このほか、中小企業者及び金融機関は、事業再生計画の実行開始年度から起算して概ね3事業年度が経過するまでは達成状況を確認し、実績との乖離が大きい場合には原因究明に務め、当初計画の達成が困難と見込まれる場合には、計画変更や法的整理、廃業等への移行を行うことが望ましいとされています。

4 中小企業版私的整理手続(第三部)

(1) 「再生型私的整理手続」と「廃業型私的整理手続」

第三部では、中小企業の事業再生等のための私的整理手続(以下「本手続」といいます。)として、「再生型私的整理手続」と「廃業型私的整理手続」の2つの手続を用意し、その具体的な手続や要件等について定めています。

本手続は、新たな準則型私的整理手続³であり、法的拘束力はないものの、債務者である中小企業者、債権者である金融機関等及びその他の利害関係人によって自発的に尊重、遵守されることが期待されています。

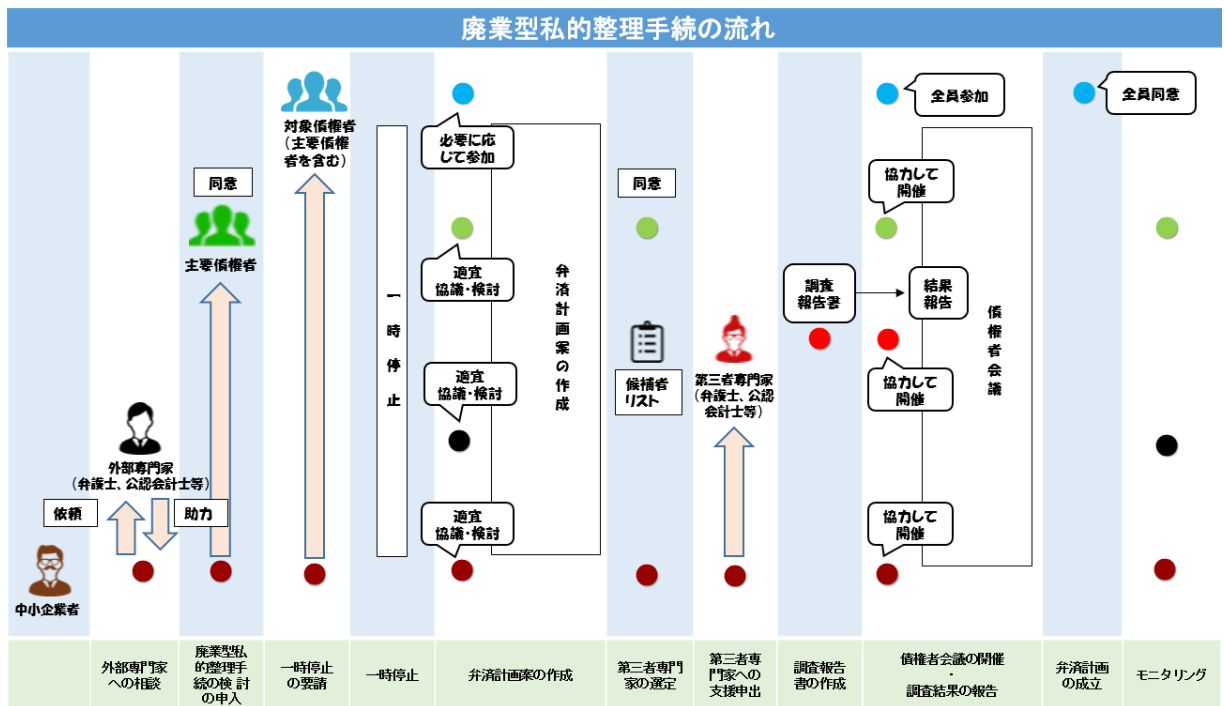
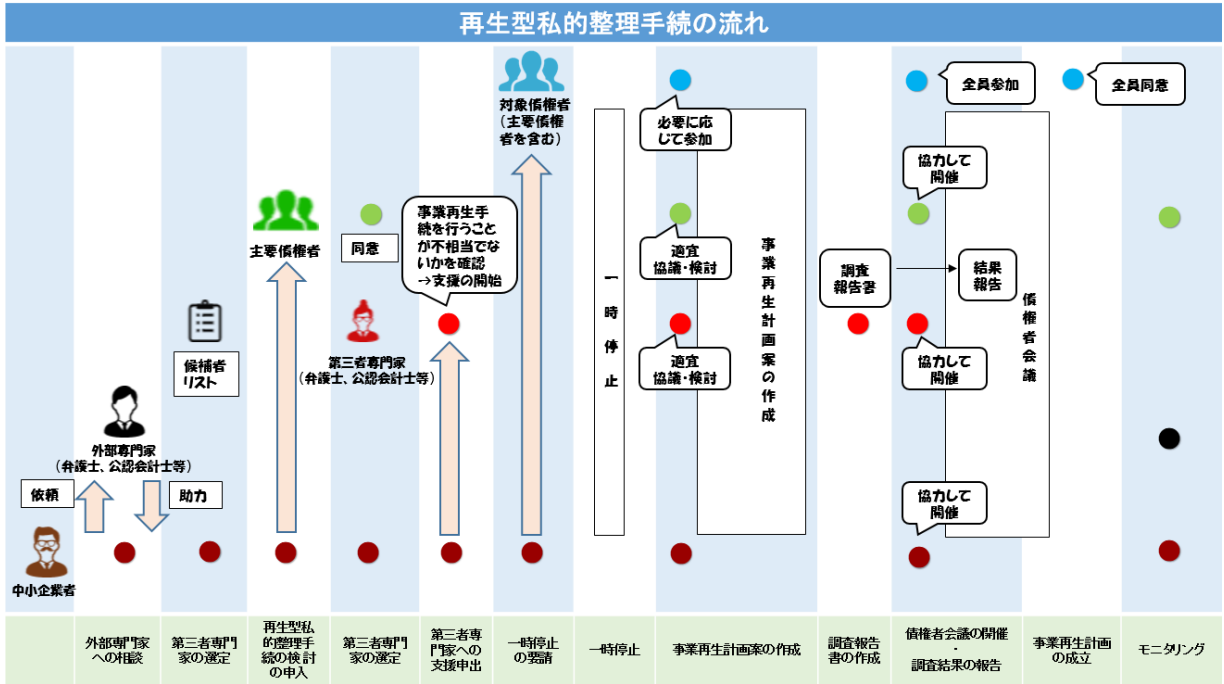
前述のとおり、本手続の流れや内容の詳細については、本手続適用開始日である令和4年4月15日までにQ&Aなどが公開されると思われませんが、本稿では、本ガイドラインで示された本手続の概要及び特徴を紹介したいと思います(Q&Aなどが公表された場合には適時別稿にて詳しく解説することといたします。)

(2) 本手続の関係者と手続の流れ

本手続に関与する関係者及び本手続の流れの概要は以下のとおりです。

本手続に関与する関係者	
対象債務者	自助努力のみによる事業再生が困難な中小企業者
対象債権者	原則として金融機関、信用保証協会、サービサー等及び貸金業者。ただし、必要な場合はその他の債権者を含み、廃業型私的整理手続ではリース債権者を含む
主要債権者	対象債権者のうち、金融債権額(廃業型私的整理手続の場合は、リース債権者を含む)のシェア50%以上となる単独または複数の対象債権者
外部専門家	対象債務者のアドバイザーである弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家
第三者支援専門家	弁護士、公認会計士等の専門家であって、再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たもの(候補者のリストが作成・公表される)

³ 裁判所が主宰する法的整理手続(破産・特別清算・民事再生・会社更生等)に対し、債権者との合意に基づき倒産処理を行う手法を私的整理手続といいます。私的整理手続の中には、関係者に対する透明性や公平性を確保するため、準則・ルールが定められているものがあり、これを準則型私的整理手続といいます。代表的なものとしては、中小企業再生支援協議会スキーム(前掲注2)のほか、産業競争力強化法に基づく事業再生ADR、日本弁護士連合会の特定調停スキームによる再生支援手続などがあります(後掲注4もご参照ください)。



(3) 本手続の特徴

① 第三者支援専門家の支援による手続の遂行

本手続では、「中小企業再生支援協議会」や「裁判所」のような、準則型私的整理手続を遂行・主宰する「第三者機関」の関与は予定されておらず、代わりに主要債権者の同意の下、債務者自身が選定した「第三者支援専門家」が、中立、公正な立場から手続に関与します。これにより、迅速かつ円滑な事業再生や廃業等の支援が期待されます。

第三者支援専門家については、現在、候補者リストの作成が進められているとのことです。

② 廃業型私的整理手続

本手続のうち「廃業型私的整理手続」は、廃業を前提とした準則型私的整理手続です。廃業を前提とした準則型私的整理手続は他にも存在する中で⁴、本手続の大きな特徴は、以下の2点にあります。

ア) 金融機関に加え、リース債権者も対象債権者に含まれるとされている点

イ) 「再生型私的整理手続」から「廃業型私的整理手続」へのシームレスな移行、すなわち、本手続の「再生型私的整理手続」の途中で、中小企業者の申出の下、「廃業型私的整理手続」に移行し、廃業型私的整理手続の途中(弁済計画案の作成等)から手続を行うこともできる点

③ 保証債務の一体整理

再生型私的整理手続、廃業型私的整理手続のいずれにおいても、経営者等の保証債務の整理を行う場合には、原則として、経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証 GL」といいます。)を利用するなどして、本手続による一体整理に努めることとされています。

特に、本ガイドラインの公表に合わせて、経営者保証に関するガイドライン研究会からも「廃業時における「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方⁵が公表され、主たる債務者が廃業する場合における経営者保証 GL の趣旨等や、対象債権者や弁護士等の支援専門家に求められる対応が明確化されています。

今後、廃業の場合における経営者等の保証債務の整理について、破産手続等の法的手続ではなく、本手続による一体整理が図られ、経営者の再チャレンジを適切に後押ししていくことが期待されます。

④ 専門家費用の補助(認定経営革新等支援機関の支援を受ける場合)

本手続においては、中小企業者が依頼した外部専門家や第三者支援専門家の費用の一部について、認定経営革新等支援機関⁶である専門家に外部専門家及び第三者支援専門家を依頼するなど一定の要件のもと補助を受けることができることは本手続の大きな特徴であり、メリットといえるでしょう。

⁴ 地域経済活性化支援機構(REVIC)による再チャレンジ支援(特定支援)手続や、日本弁護士連合会の特定調停スキーム(廃業支援型の特定調停手続)等。

⁵ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2022/n030402/>

⁶ 「中小企業経営力強化支援法」(現在の「中小企業等経営強化法」)に基づく認定制度であり、中小企業者に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備することを目的に、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等が経営革新等支援機関として認定されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

「経営改善計画策定支援事業」の新ガイドライン枠（概要）

1. 主な補助対象要件

- ① 「中小企業に関する事業再生等に関するガイドライン」の中小企業版私的整理手続きに基づき私的整理を行うこと
- ② 認定経営革新等支援機関による計画策定支援等を受けていること

2. 補助率・補助上限

- ① 補助率：2/3
- ② 補助上限：1案件につき、上限計700万円

(DD費用等：上限300万円／計画策定支援費用：上限300万円／伴走支援費用：上限100万円)

3. その他

- ・ 経営革新等支援機関の認定を受けた外部専門家、第三者支援専門家（補佐人含む）の費用が対象。
- ・ 複数の認定経営革新等支援機関が関与する場合も上限は計700万円。

※「中小企業活性化パッケージ(関連施策集)」・2022年3月・経済産業省・金融庁・財務省⁷

5 最後に

以上のとおり、本ガイドラインには、既存の準則型私的整理手続きの理念を踏まえつつ、より迅速かつ円滑な事業再生を実現するための新たな試みが見られます。

実際の運用方法等は今後の動向を注視しておく必要がありますが、本手続きが新型コロナ禍の下、過大な債務に苦しむ中小企業の方の事業再生や円滑な廃業、そして経営者の再チャレンジのための手段として大きな威力を発揮していくことができるよう、当事務所として積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(作成日:2022年3月16日)

文責：弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 [野上 昌樹](#)

弁護士 [渡邊 一誠](#)

弁護士 [土井 一磨](#)

本稿は法的助言を目的とするものではなく具体的案件については別途弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本稿記載の見解は執筆担当者の執筆当時の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。

⁷ <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/220304.html>